

## 【別添1】（チップ製造業者の作成例）

### 分別管理、GHG 関連情報管理等及び書類管理方針書（例）

〇〇 事業者  
令和 年 月 日作成

本方針書は、三重県木材組合連合会が制定した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（平成24年9月24日）」を受け、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであると証明された木質バイオマスの供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。また、併せてGHG 関連情報の収集・管理・伝達（以下、「GHG 関連情報の管理等」という）の方針を定めたものである。

#### （適用範囲）

本方針書は、チップ製造において、原木及び当該原木を原料として製造するチップの取扱いに当たって適用する。

#### （分別管理・GHG 関連情報管理等責任者）

- ・ 分別管理、GHG 関連情報の管理等を適切に行うため、〇〇〇〇（氏名）を分別管理、GHG 関連情報管理等責任者として定める。
- ・ 分別管理、GHG 関連情報管理等責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理、GHG 関連情報の管理等及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

#### （分別管理の実施）

- ・ 原木の入荷に当たっては、証明書により間伐材等由来の木材又は一般木材であるか否かを確認する。証明書のない場合はそれ以外の木材とする。
- ・ 原木の保管に当たっては、間伐材等由来の木材、一般木材及びそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・ チップ加工に当たっては、間伐材等由来の木材、一般木材及びそれ以外の木材が混在しないように加工する。
- ・ チップの保管に当たっては、間伐材等由来の木材を原料として製造したチップ、一般木材を原料として製造したチップ及びそれ以外の木材を原料として製造したチップの3種類が混在しないように、それぞれの保管場所を

テープや標識等により明示する。

- ・チップの出荷に当たっては、間伐材等由来の木質チップ又は一般木質チップであることを確認の上、それぞれ証明書に記載する。

#### (GHG 関連情報の管理等の実施)

- ・原木等の入荷がある場合は、入荷時に GHG 関連情報の有無を確認し、GHG 関連情報がある場合は認定団体から認定を受けている事業者から納入されたものであることを確認する。
- ・GHG 関連情報がある場合は、当該情報の内容（原料区分、輸送のトラック最大積載量、輸送距離等）に応じた分別管理等により、入荷から出荷まで GHG 関連情報を適切に管理する。
- ・出荷する木質バイオマスにかかる GHG 関連情報等を整理し書面（電子媒体も可）により伝達する。（由来証明と同時に伝達することを原則とする）。
- ・入出荷及び在庫に係る GHG 関連情報の管理簿を備え付けるとともに、関係書類を5年間保存する。

#### (書類管理)

- ・分別管理、GHG 関連情報管理等責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス及びそれ以外の木材それぞれに係る原木消費量及び製品生産量を実績報告（GHG 関連情報を伴うものの数量を含む。）として取りまとめる。
- ・間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報（GHG 関連情報を伴うものの数量を含む。）が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。

以上